

輪島景観重点地区修景整備事業取扱指針

1. 民間建築物等修景整備事業について

- ・ 本事業は、輪島景観重点地区に立地する民間の建築物等の修景行為ならびに市が指定する景観重要建造物および景観重要樹木の保存行為について、市が一定額の補助金を交付するものです。

2. 補助の対象

(1) 対象区域

- ・ 輪島景観重点地区に立地する民間の建築物等の修景行為における対象区域は輪島市景観計画に記載されている次の輪島景観重点地区内とします。

- ①馬場崎・駅前地区 (図1)
- ②鳳至上町地区 (図2)
- ③總持寺周辺地区 (図3)
- ④まんなか地区 (図4)
- ⑤間垣の里地区 (大沢・上大沢) (図5)
- ⑥長山地区 (図6)

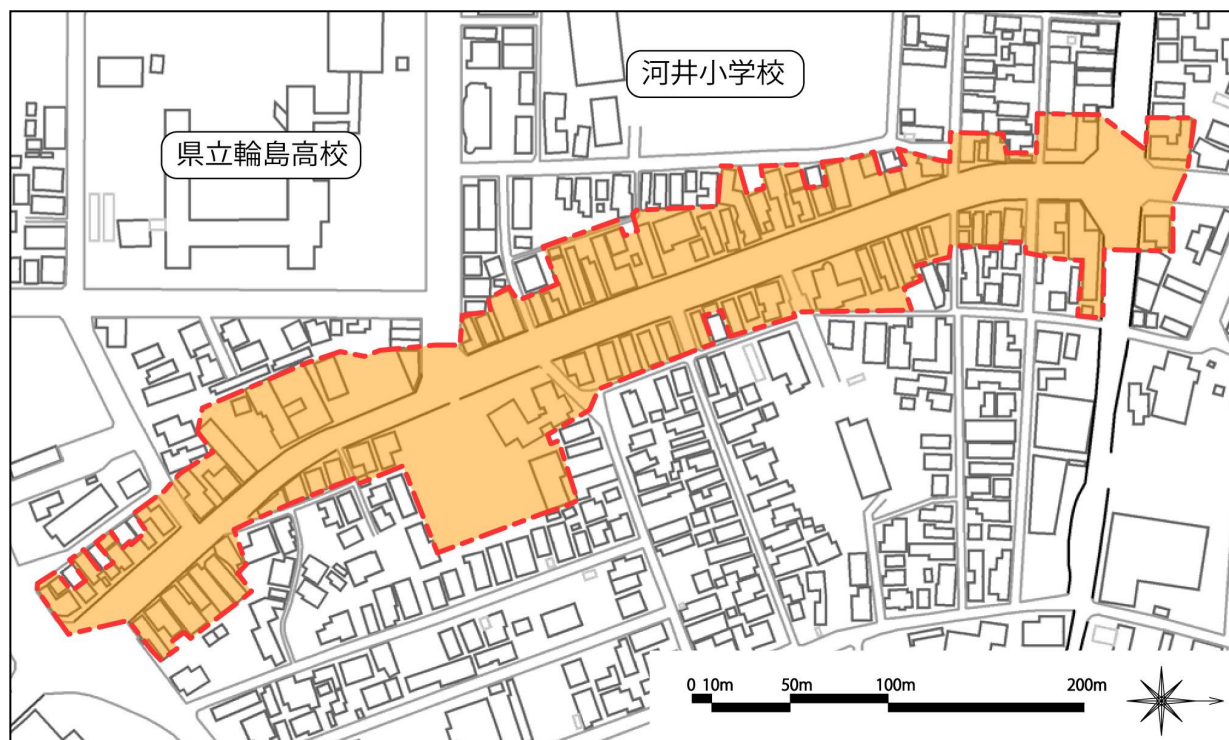


図1 馬場崎・駅前地区

——
「第一種区域」

- - -
「第二種区域」

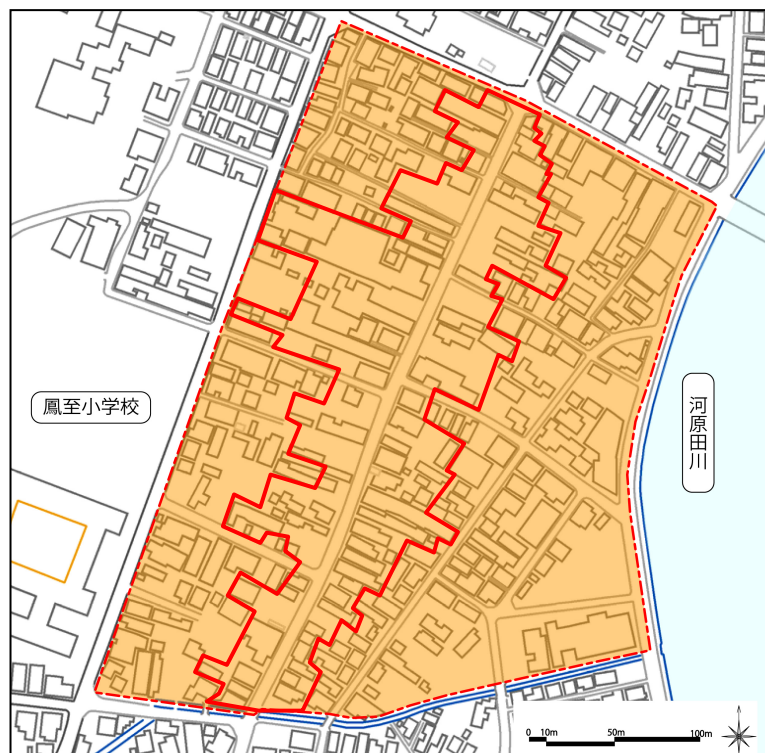


図2 鳳至上町地区

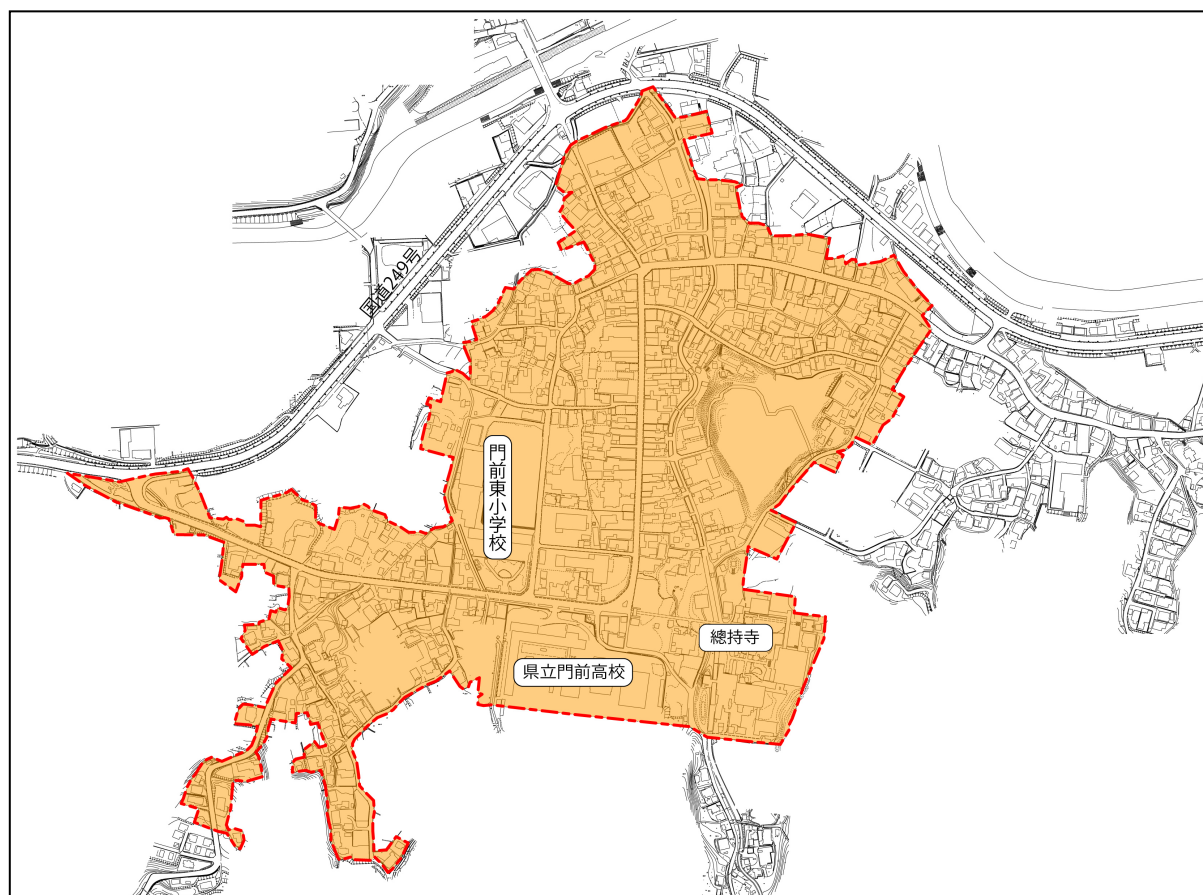


図3 總持寺周辺地区

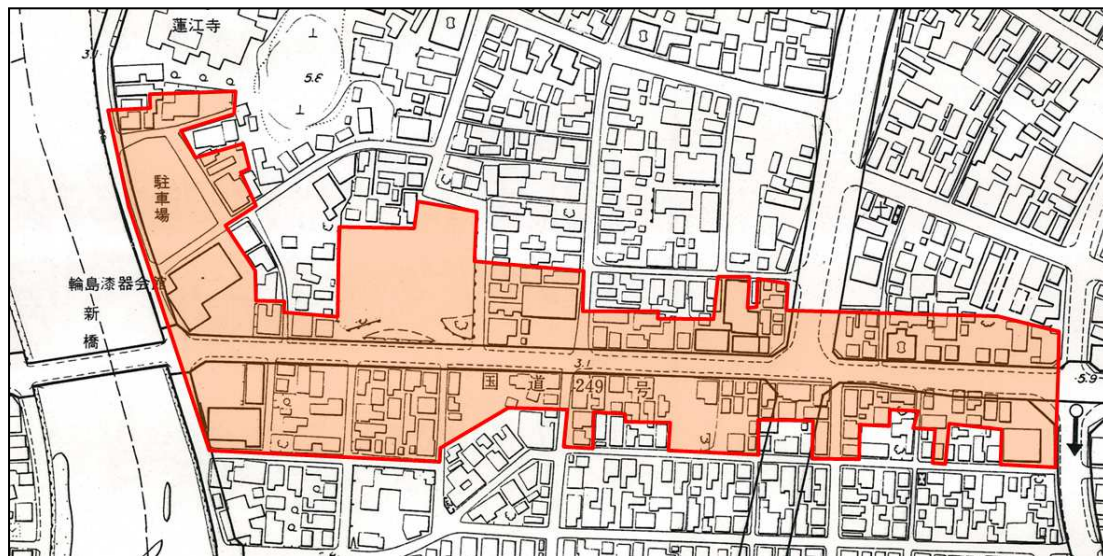


図4 まんなか地区

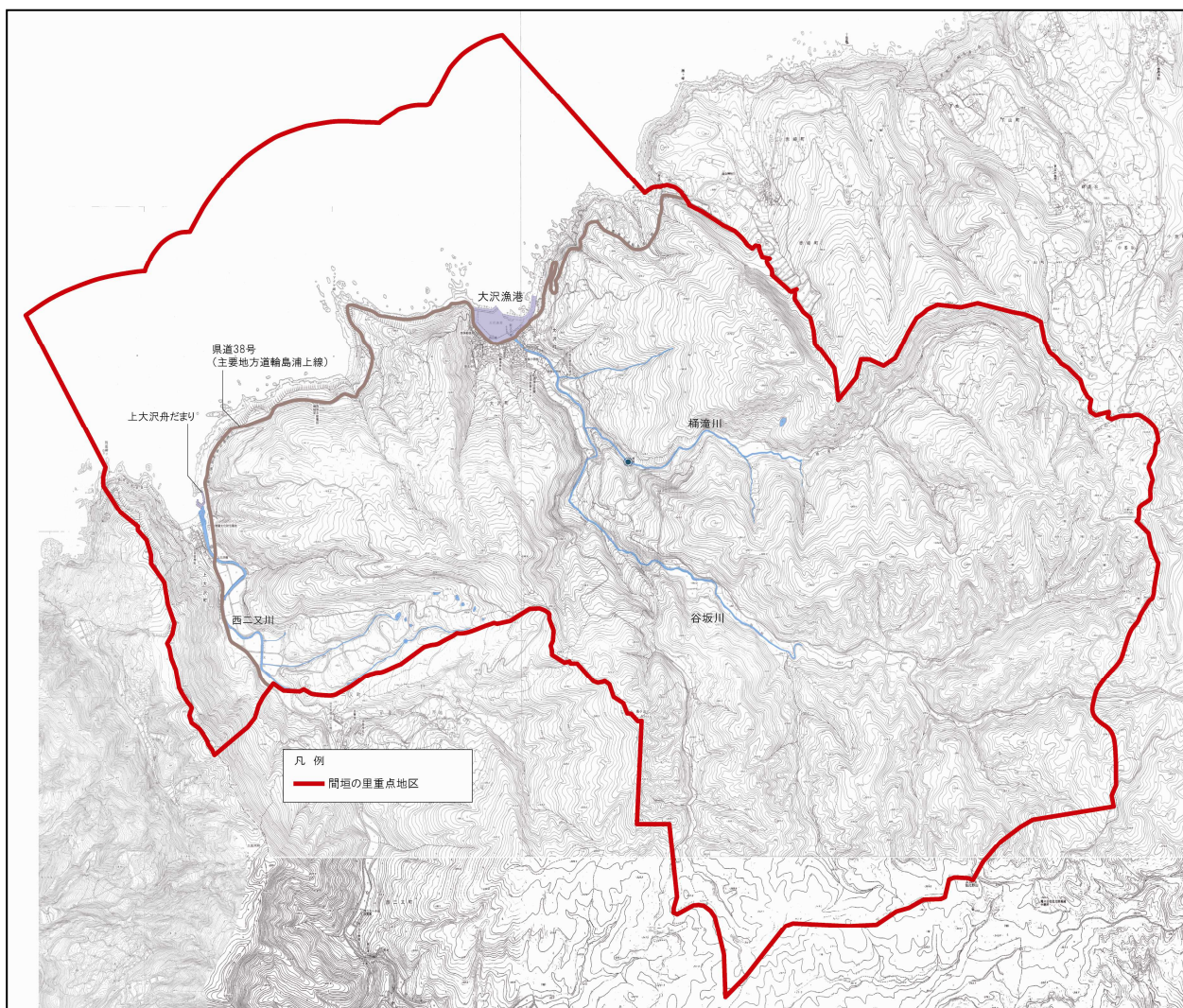


図5 間垣の里地区 (大沢・上大沢)

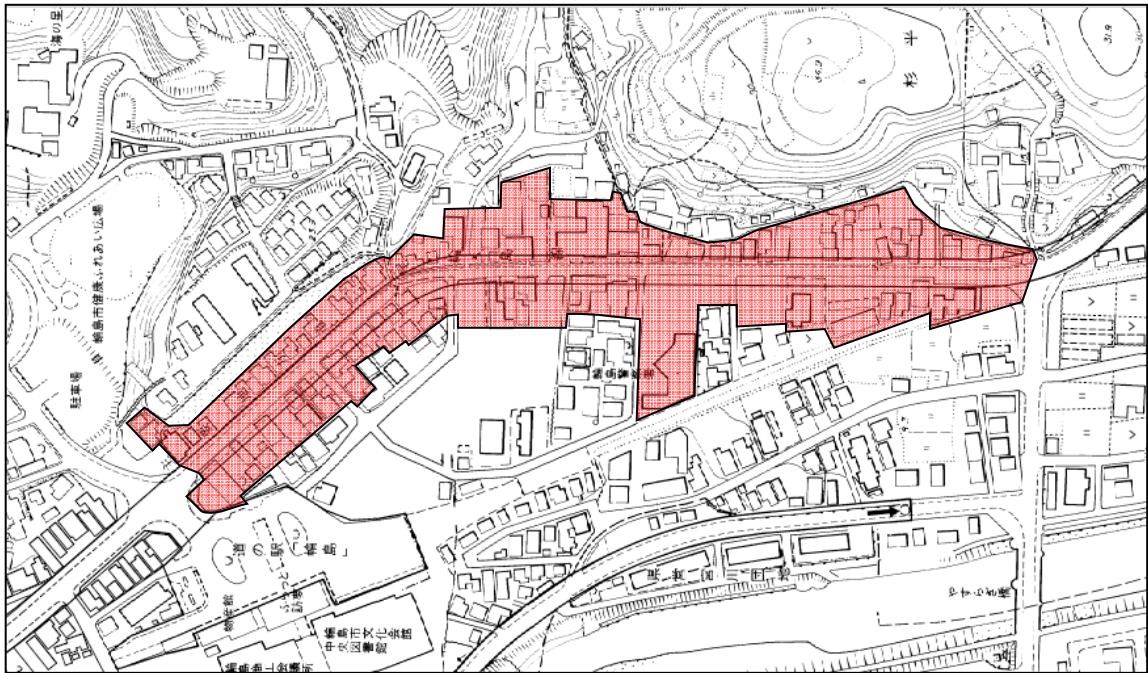


図6 長山地区

- ・ 市が指定する景観重要建造物及び景観重要樹木の保存行為における対象区域は、市区域全域とします。

(2) 申請者の範囲

- ・ 輪島景観重点地区の対象区域内において次に挙げる補助対象行為を行おうとする者。
- ・ 景観重要建造物又は景観重要樹木において次に挙げる補助対象行為を行おうとする者。
- ・ また、各種の税金滞納者は申請できません。

(3) 補助対象となる行為

【輪島景観重点地区に立地する民間の建築物等の修景行為】

- ・ 建築物の新築・増築・改築
- ・ 「第一種区域」内において景観形成基準に沿う外観の現状維持および修理
- ・ 看板、塀、その他の工作物の新設・増設・改装
- ・ 建築物、看板、塀、その他の工作物の大規模な修繕・模様替え
- ・ なお、屋根工事や外壁工事では、下地工事などの必要な工事一式を含めて補助対象とします。
(新築工事の屋根や外壁部分は、基本工事と修景グレードアップの差額を補助対象とします。)
- ・ また、内装工事、設備工事は補助対象外です。

【景観重要建造物等の保存行為】

- ・ 景観重要建造物における景観形成基準に沿う外観の現状維持および修理。
- ・ 景観重要樹木における病害虫の駆除ならびに景観形成基準に沿う剪定および害虫処理等。
- ・ また、現状外観の変更を伴う修繕、模様替え及び色彩変更等は事前に市の承認が必要です。

(4) 補助対象となる建築物等

①-1 補助対象となる建築物等の範囲 (図7)

- ・ 建築物外観の正面および側面(側面については道路境界線から概ね 3mの範囲)に対して行う修景行為。
- ・ 角地に立つ建築物や、駐車場や公園等の公共的な空地の隣地に立つ建築物は、道路等から見える2面(前面と側面)が修景対象となります。
- ・ 景観重要建造物については、市が景観重要建造物として指定した建造物ならびに当該建造物と一体となって良好な景観を形成している敷地、塀及び生垣等で、道路等から通常望見できる範囲(上記範囲を含む。)に対して行う保存行為が対象となります。

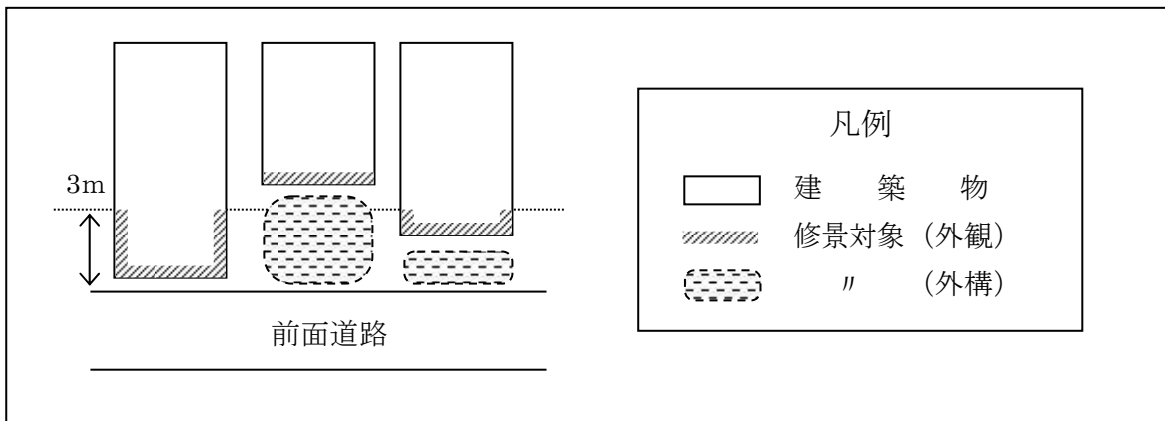


図7 補助対象とする建築物等の範囲

①-2 補助対象となる景観重要樹木の範囲

- ・ 市が景観重要樹木として指定した樹木に対して行う生育管理。
- ・ 景観重要樹木付近の侵入を防止する保護柵または倒木や枝折れを防止する支柱等の保護材の設置もしくは修繕。ただし、周囲との一体性や周辺景観を損なうことのないよう、景観に配慮すること。

② 補助対象となる項目

- 以下に示した項目が補助の対象となります。

	項目	修景基準	補助対象
建築物	屋根	● 黒または銀黒の日本瓦葺きを基本とする。	● 日本瓦葺きとした場合の材料費を含む工事費(屋根の葺き替えのみの場合は除く)
	下屋根	● 板葺き、落ち着いた色彩の金属葺き、黒または銀黒の日本瓦葺きとする。	● 材料費を含む工事費(屋根の葺き替えのみの場合は除く)
	樋	● 茶系色のものとする。	● 材料費を含む工事費
	壁面	● 自然素材のもの(板張り、漆喰仕上げ等)とする。 ● 吹き付け外装材やサイディング等を上手に活かし、自然素材に準ずる仕上げとしたものとする。(準防火地域に限る)	● 外観を構成するため及び防火構造とするために必要な最小限の下地材・仕上げ材等の材料を含む工事費
	建具	● やむを得ずアルミサッシを設置する場合は、黒または茶系色のつや消しのものとし、できる限り木製の格子を設ける。 ● 建物に車庫を取り入れる場合の開口部は、通りの景観に配慮したものとする。	● 木製建具や格子等の材料を含む工事費(アルミサッシは補助対象外とする)
付属工作物	屋外広告物	● 素材は木、鉄等の落ち着いた素材感を持つものとする。 ● 色彩や意匠は落ち着いたものとする。	● 材料費を含む工事費 ● 処理費を含む看板等の撤去費
	設備機器	● エアコン室外機、ガスボンベ等の設備機器は、通りから直接見えない位置に配置するほか、木等で覆う。	● 設備機器を隠蔽するために必要な材料費を含む工事費 ● 設備機器の移設費
景観重要建造物	外観全体	● 景観重要建造物(一体となり良好な景観を形成する、景観形成重要建造物の敷地、堀及び生け垣等を含む。)として指定された当時の外観を保つことを基本とする。	● 外観を維持するために必要な修理や改修に係る工事費 ● 一体となり良好な景観を形成する、景観重要建造物の敷地、堀及び生垣等の工事費
景観重要樹木	外観全体	● 景観重要樹木(保護柵、支柱等を含む。)として指定された当時の外観を保つことを基本とする。	● 生育管理にかかる経費

3. 補助限度額と整備の水準

(1) 補助金の補助率及び限度額（補助対象工事等1件につき）

対象項目	補助率	限度額	摘要
①馬場崎・駅前地区	1/3	50万円	同一建築物につき1回限り
②鳳至上町地区 「第一種区域」	1/2	100万円	
②鳳至上町地区 「第二種区域」	1/3	50万円	同一建築物につき1回限り
③總持寺周辺地区	1/3	50万円	同一建築物につき1回限り
④まなか地区	1/3	50万円	同一建築物につき1回限り
⑤間垣の里地区	1/3	50万円	同一建築物につき1回限り
⑥長山地区	1/3	50万円	同一建築物につき1回限り 移転補償に伴うものは対象外
⑦景観重要建造物	1/2	100万円	
⑧景観重要樹木	1/3	20万円	

- ・ 補助金の交付は限度額までです。天災等により被害を受けたものについては、再交付を受けることができます。
- ・ 補助金は建築物等の所有者ではなく、建築物等自体に交付します。そのため所有者が変わった場合でも、一度、補助金を交付したことがある建築物等には補助金の交付はしません。ただし、「第一種区域」の建築物等ならびに景観重要建造物および景観重要樹木については、景観形成基準に沿う整備その他市が必要と認める行為等を実施する場合は補助金を交付します。

(2) 整備水準の原則

- ・ 修景を実施する際には、「輪島市景観計画 輪島景観重点地区景観形成基準」に掲げている整備内容を遵守することを原則とします。
- ・ 各地区ならびに景観重要建造物及び景観重要樹木における景観形成基準は以下のとおりです。

①馬場崎・駅前地区

区 域		馬場崎・駅前地区
項 目		
建築物に関する協定	共通事項	こころの「調和」 みんなしてもうちょっこり いいまちにせんけーね
	壁面後退	道路境界部から 1.0m後退して建てましょう
	形 態	輪島らしい構造 ・ 輪風、2～3階建て、軒先の高さはまわりとバランスをとる、切り妻（妻入り・平入り） ・ 浜屋づくりを振り返るものとする ・ 伝統を超える新しい美を創出する
	色 彩	輪島らしい素材・色 ・ 地場の素材と色を基調とする
	装 飾	輪島らしい装飾 ・ 風土や先人の知恵・意匠を生かして工夫する
共有財産に関する協定	隣地境界	・ ナカシャはお互い 25cm ずつ空けて、最低 50cm は確保する
	建物前面の工夫	・ 前庭や庭先にうるおいを創出する
	そ の 他	訪れる人への輪島らしい工夫 ・ まちの個性を生かした休憩できるポケットパークや案内板、街路灯を工夫する
店舗に関する協定	店 づ くり	・ まちなみと調和を生かした店づくりを考慮する
	ディスプレイ	・ まちなみの魅力をアップするディスプレイを考慮する
	職の見せ方	・ まちを歩く人と輪島弁で会話できる、そんな職の見せ方を考慮する
	バリアフリー	・ 誰もが店に入れるように、入り口の段差をなくし、通路も広くとる
	看板・広告 自動販売機	・ 個性を出しながらも自己主張しすぎないように、まちなみに配慮する

②鳳至上町地区

区 域		鳳至上町地区		
		第一種区域	第二種区域	
項 目				
建築物等	共通事項	歴史的な街並みの保全と、良好な居住空間の形成を目指し、落ち着いたたたずまいの景観形成を図る	○	○
		家なみの「連続性」を維持する	○	
		伝統的な建造物は、外観を維持するため、原則現状維持または修理を基本とする	○	
	高 さ	道路に面した住宅および付属の建築物は、2階建てを原則とし、3階の場合は3階の壁面をセットバックさせる	○	
		3階以下とする		○
	形 態	道路に面した住宅および付属する建築物の大屋根は切妻屋根とし、1階部分は下屋出しを基本とする	○	
		住宅および付属する建築物の屋根は勾配屋根とし、黒を基調とした瓦屋根とするか、または同等の仕上げとする	○	○
		住宅および付属する建築物の外部建具は木製または準じた仕上げ、色彩のものとし、1階の外部建具はなるべく格子戸とする	○	
	色 彩	周辺の街並みと調和した落ち着いた色彩とし、奇抜な色をさける	○	○
	外 壁	道路、通路に面する外壁には、アテ材やスギ材の下見板張り等とする	○	
意匠等は、できるだけ木を活かしたものにするか、これに準じた材料を使用する			○	
広 告 物	周辺街並みとの調和を図り、材料は木製を基本とする	○		
	周辺街並みとの調和を図る		○	
設 備	外部に露出させないよう工夫する	○	○	
車 庫	内部が直接見えないよう工夫する	○	○	
建設敷地等	緑 化	既存の緑を保全し、敷地内の植栽に努める	○	○
	垣・さく	塀等を設ける場合は、生け垣、板塀等により周辺の街並みとの調和を図る	○	○
	駐 車 場	外部から直接見えないよう工夫する	○	○
公共空間		歴史的雰囲気と調和した安全で快適な歩行者空間の整備及び潤いのある居住環境としての景観形成を図る	○	○

③總持寺周辺地区

区 域		總持寺周辺地区
項 目		
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する住宅等、それに付属する建築物、外構、屋外広告物、および駐車場などは、周囲のまちなみと調和した落ち着いた意匠、形状、材料及び色彩となるように努める 	
階数・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さはできるだけ隣接する建物に合わせる 	
壁 面 線	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁面は、隣接する建物にそろえる ・やむを得ず建物をセットバック（後退）する場合は、門、垣・柵・塀の設置等により、まちなみの連続性を損なわないように努める。 	
建物外観	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は黒色、灰色、または銀色の和瓦葺きとする ・屋根は勾配屋根とする ・屋根勾配は周囲の建物と類似したものとする
	庇	<ul style="list-style-type: none"> ・庇を設ける場合は、黒色、灰色または銀色の和瓦葺き、茶色の板葺き、または銅板葺きのいずれかとする
	樋	<ul style="list-style-type: none"> ・樋は茶色、黒色とする
	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁は、周囲のまちなみと調和した落ち着いた雰囲気となるよう、下見板張り、しっくい塗り、横又は縦羽目板張り、石張り、土壁またはモルタルリシンとする
	開口部（窓・扉）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する側は、連装窓などにより開口部面積を広くとることとする ・外部建具は、茶色または黒色の木製またはそれに準じるものとする ・道路に面するシャッターは、周囲のまちなみと調和した落ち着いた雰囲気となるよう、落ち着いた素材および色彩とする
外構	建築設備 屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備および屋外階段は、目立たない位置に設置するか、あるいは目隠しで覆う等の工夫をする
	門・柵・塀など	<ul style="list-style-type: none"> ・垣・柵・塀を設ける場合は、板塀、土塀、石垣（和風）、生垣または竹垣の設置により周囲のまちなみと調和したものとする ・板塀を設置する場合は、茶色または黒色とする
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の樹木の保護、保全に努める
	法面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・法面、擁壁を設置する場合は、石積みなど違和感のない素材を用い、できる限り植栽を施す
屋外広告	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告は、周囲のまちなみと調和した色彩、素材、大きさのものを使用する 	

④まんなか地区

区 域		まんなか地区
項 目		
建築物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「漆の里まんなか」として、蔵づくり、浜屋づくりの伝統的なデザインを組みあわせ、漆をイメージさせる調和のとれた賑わいのある沿道景観を形成する
	形態・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した、蔵風のまちなみを目指す ・屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする ・外壁等は、質感の高い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースに、自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の使用も検討する
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の基調色は、蔵や町家をイメージさせる落ち着いた色彩（白、黒、灰色等のモノトーン、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける ・アクセントカラーとして古代朱（おちついた朱色）を用いる
	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する場所は2～3階とする ・4階以上は後退するなどまちなみに配慮する
工作物	建物前面部	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりの空間を確保し、緑化やベンチを置くなど、まちなみにゆとりを持たせる ・緑化の際には、輪島らしい樹種を積極的に用いる ・自動販売機の設置はなるべく避ける（設置する場合には色彩に配慮する）
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口を限定するなど街並みの連続性に配慮する ・敷地全体が駐車場の場合は、板塀の設置や緑化など景観的な配慮を行う
	看板・広告	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第1種禁止地域」の基準を基本とする。 ・材料は、蔵のデザインと調和する自然素材（漆喰、土、木材、石材など）、または質感の高い現代建築素材を用いる ・日本の伝統色（えんじ、藍、うぐいす、海老茶等）を基調色に用いる

⑤間垣の里地区（大沢・上大沢）

区 域		間垣の里地区（大沢・上大沢）
項 目		
建築物	規模・配置	・ 建築物の高さは10mを超えないこととする。
	構造・階数	・ 和風木造で、2階建て以下を基本とする。
	屋根	・ 形状は、切妻を基本とする。 ・ 素材・色彩は、黒色を基調とした瓦とし、低彩度色とする。
	外壁	・ 素材は、木・石・漆喰等の自然素材を基本とする。やむを得ずサイディング等の材料を用いる場合は、低彩度のものとする。 ・ 室外機は、道路から見えないよう配慮する。
	門・塀	・ 県道、漁港、西二又川に面する敷地では、出入口を除き、道路に面してニガタケ等を用いた垣（間垣）を設置する。 ・ 間垣の主要構造は、木造を基本とする。やむを得ず鉄骨を用いる場合は、道路から直接見えない位置とする。 ・ その他の道路に面する敷地ではブロック塀は避け、石積みや板塀、生け垣を基本とする。
	屋外広告物	・ 屋外広告物は、自己用を目的としたものとし、間垣や集落景観と調和した規模、形態、デザインとする。
	その他	・ 仮設構造物であっても、文化的景観の価値を損なわないよう、材質、色調に配慮する。
工作物	規模・配置	・ 間垣の維持・管理に支障のない場所に配置する。 ・ 豊かな自然環境を損ねたり、山頂・丘陵地の頂部や稜線を改変する場所での設置、規模は避ける。特に、眺望点やバス停、漁港から見て、地形や豊かな自然環境を変化させる場所での設置、規模は行わない。
	形態意匠	・ 県道、漁港、河川に面する擁壁や大規模な擁壁は、石材等の自然素材の使用や緑化により、自然環境や集落景観との調和を図る。 ・ 擁壁以外の工作物の外観は、自然環境や集落景観と調和した落ち着いた色調のある素材・色彩を用いる。 ・ 自動販売機の色彩は、次の通りとする。 [色相 5 Y 明度 7.5 彩度 1.5]
		その他

⑥長山地区

区 域		長山地区
項 目		
建築物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輪風の景観づくりを進めてきた「馬場崎・駅前地区」につながる区間であるため、市街地への連続性を創出し、落ち着いたある輪島らしい景観を目指す
	形態・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した、輪島らしいまちなみを目指す ・ 屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする ・ 外壁等は、自然素材（木、土壁等）との調和性が高い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースに、自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の使用も検討する
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根は黒を基調色とする。 ・ 外壁の基調色は、落ち着いた色彩（白、黒、灰色等のモノトーン、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける
	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通りに面する場所は2～3階とする ・ 4階以上は後退するなどまちなみに配慮する
工作物	建物前面部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりの空間を確保し、緑化やベンチを置くなど、まちなみにゆとりを持たせる ・ 緑化の際には、輪島らしい樹種を積極的に用いる ・ 自動販売機の設置はなるべく避ける（設置する場合には色彩に配慮する）
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口を限定するなど街並みの連続性に配慮する ・ 敷地全体が駐車場の場合は、板塀の設置や緑化など景観に配慮する
	看板・広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第1種禁止地域」の基準を基本とする。

⑦景観重要建造物

対 象		景観重要建造物
項 目		
建 造 物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から通常望見できる範囲における外観の維持を原則とする ・建造物の価値を大きく損なう行為は原則不可とする ・現状で改変されている場合は、復元するものとする
	形態・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の形態、素材を踏襲する
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の色彩を原則とする
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設構造物であっても、景観を損なわないよう、材質、色調に配慮する
外 構	堀、生け垣など	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の形態、素材を踏襲する ・敷地内の植栽等の保護、保全に努める
工 作 物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の形態、素材を踏襲するなど、周辺景観に配慮する

⑧景観重要樹木

対 象		景観重要樹木
項 目		
樹 木	樹容等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から通常望見できる範囲における外観の維持を原則とする ・樹木の価値を大きく損なう行為は原則不可とする
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の種類に応じて適切な生育管理を行うとともに、生育を妨げるような行為は避ける
工 作 物	保護柵・支柱等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の形態、素材を踏襲するなど、周囲との一体性や周辺景観を損なわないよう、景観に配慮する

4. 補助対象行為のイメージ

- ・ 図8は、補助対象となる修景行為のイメージです。あくまでもイメージですので、実際の修景では、それぞれの方の実情に応じた整備を行うことになります。

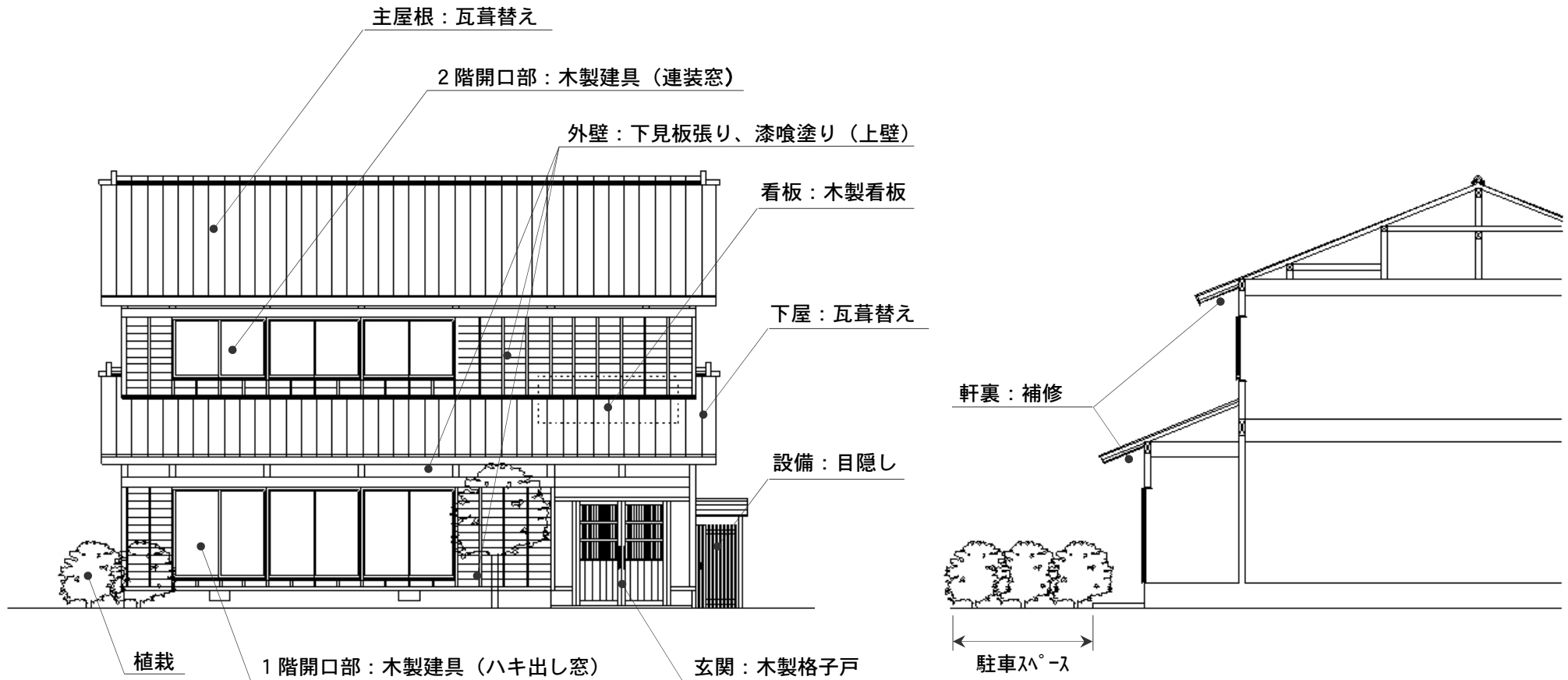


図8 補助対象行為のイメージ

5. 補助申請手続きの流れと提出書類

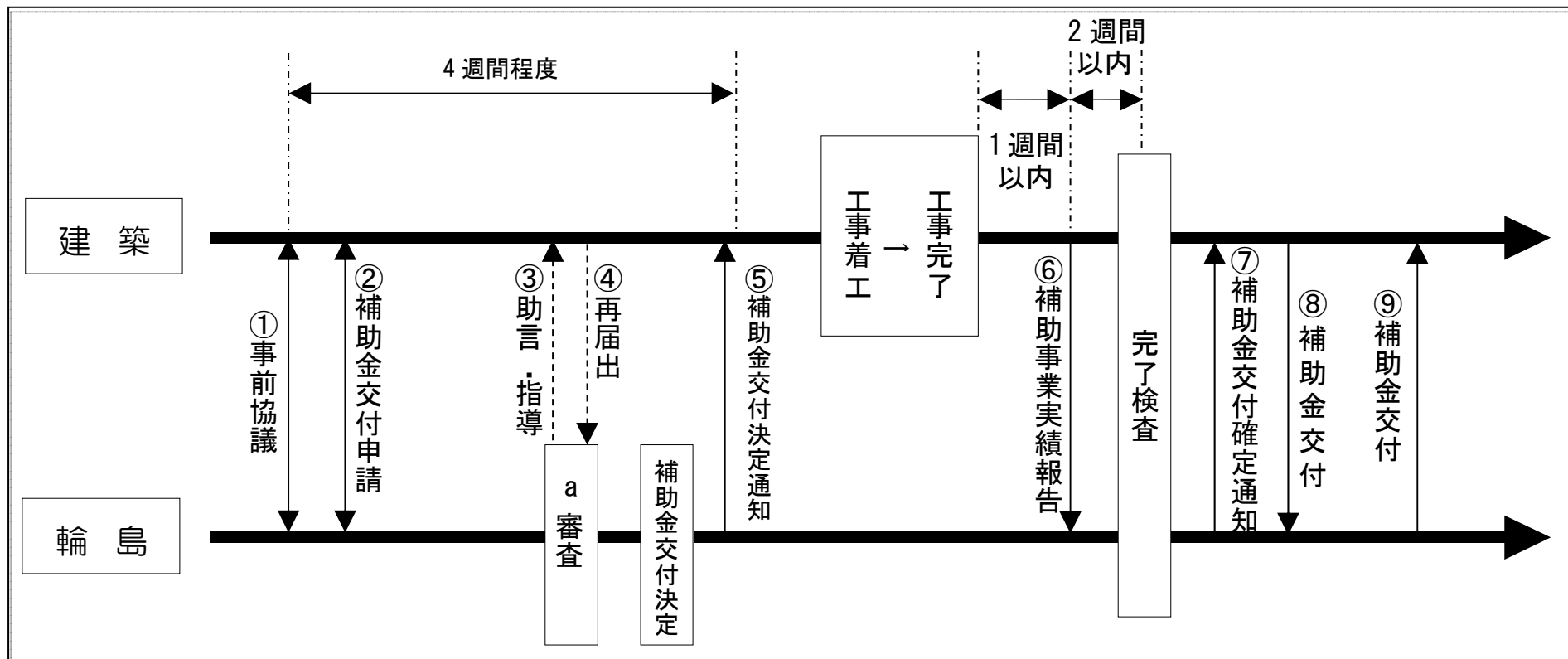


図9 補助金交付までの流れ

a. 審査

- ・届出のあった案件が街並み景観整備基準に適合しているか、および補助対象となるかを審議する。
- ・届出書類の妥当性および不備のチェック。

b. 完了検査

- ・建築主の立会いのもと、市が行う。
- ・実績報告書に基づき、修景工事が計画通り行われたか審査を行う。
- ・補助金交付の是非と補助金確定額の決定を行う。

表 補助金申請者の提出書類一覧

②補助金交付申請		頁数
1) 補助金交付申請書 (様式第 1 号)		18
2) 景観計画区域内における行為の届出書の写し		
3) 工事設計図面		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 位置図 (住所等) ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 立面図 (修景工事実施部分を着色) ・ 仕上表 ・ その他必要な図面等 		
4) 現況写真 (カラーのものに限る。)		
5) 収支予算書 (別紙第 1)		19
6) 施工業者の見積書		
⑦補助事業実績報告		頁数
7) 実績報告書 (様式第 5 号)		20
8) 収支決算書 (別紙第 2)		21
9) 竣工写真 (カラーのものに限る。)		
10) 領収書写し		
⑨補助金交付請求		
11) 補助金交付請求書		

年 月 日

(あて先)

輪島市長

申請者 住所

氏名

⑩

輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付申請書

輪島景観重点地区修景整備事業補助金の交付を受けたいので、輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 対象項目

輪島景観重点地区(第 種区域) 景観重要建造物 景観重要樹木

2 対象物件の名称及び所在地

名 称

所在地

3 総事業費 円

4 補助金交付申請額 円

5 添付書類

- (1) 補助事業に係る工事設計図面の写し
- (2) 現況写真(カラーのものに限る。)
- (3) 収支予算書(別紙第 1)
- (4) 施工業者の見積書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

別紙第 1

収支予算書

1 収入の部

科目	金額(円)	備考
市補助金		
自己資金		
その他 (借入金等)		
合計		

2 支出の部

科目	金額(円)	備考
補助対象		
補助対象外		
合計		

年 月 日

(あて先)
輪島市長

申請者 住所

氏名 ⑩

輪島景観重点地区修景整備事業実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

1 対象項目

輪島景観重点地区(第 種区域) 景観重要建造物 景観重要樹木

2 対象物件の名称及び所在地

名 称

所在地

3 補助事業の実施期間

年 月 日 着手

年 月 日 完了

4 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 円

精 算 額 円

不 用 額 円

5 添付書類

- (1) 収支決算書(別紙第 2)
- (2) 竣工写真(カラーのものに限る。)
- (3) 領収書の写し

別紙第2

収支決算書

1 収入の部

科目	金額(円)	備考
市補助金		
自己資金		
その他 (借入金等)		
合計		

2 支出の部

科目	金額(円)	備考
補助対象		
補助対象外		
合計		